

中長期インターンシップ支援金実施要項

(平成30年3月29日学長決裁)

(令和6年8月20日最終改正)

(目的)

第1条 この要項は、支援基金規程第4条第2号の事業として、中長期インターンシップを活用して実務的なスキルや経験を積み、自分の適性や実力を把握しようとする学生や、地域課題解決型教育(PBL)を通じて地域の課題解決に貢献しようとする学生を応援することを目的とし、島根大学支援基金(以下「支援基金」という。)から支給する中長期インターンシップ支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、中長期インターンシップとは、企業体験等やPBL型教育を通じて実施した地域課題解決活動で、受け入れ先からの報酬を伴わない実研修日数の合計が当該年度において10日以上のものである。

(資格)

第3条 当該支援金に申請できる者(以下「申請者」という。)は、本学の学部学生及び大学院生のうち、前条に規定する中長期インターンシップに参加する者とする。

(事業費)

第4条 本事業は、支援基金委員会の議を経て、基金担当理事から予め通知された事業費により実施する。

(支給額等)

第5条 支援金の支給額は、一人当たり3万円とし、第7条に掲げる選考結果を踏まえて10名の範囲内で支給する。

2 支援金は、学部及び研究科それぞれの修業年限に1回支給することができる。

(申請)

第6条 前条の支援金の受給を希望する者は、大学が指定する日までに、中長期インターンシップ支援金申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。

(選考・決定)

第7条 教育を担当する理事(以下「理事」という。)は、前条に掲げる申請書の提出があったときは、支援基金選考会議(以下「選考会議」という。)において申請内容を審査のうえ、支援金受給者(以下「受給者」という。)を決定する。

2 選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(決定通知)

第8条 理事は、前条の規定により支援金支給の可否を決定したときは、中長期インターンシップ支援金支給決定通知(別紙様式第2号)又は中長期インターンシップ支援金不支給決定通知(別紙様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(支援金の支給取消し)

第9条 受給者が当該年度途中に、次のいずれかに該当する場合は、支援金を支給しない。

- 一 第3条に定める資格を満たさなくなったとき
- 二 退学又は転学したとき
- 三 懲戒処分を受けたとき

四 前各号のほか、虚偽の申請等受給者として適当でない事実があったとき
(支援金の返納義務)

第10条 受給者が前条各号に該当する場合において、当該年度にすでに支援金を受給している場合は、期間を定めて返還を命じることができる。

(報告)

第11条 受給者は、支援金の支給対象となったインターンシップが終了したときは、速やかに中長期インターンシップ実施報告書(別紙様式第4号)により報告しなければならない。

(事務)

第12条 本事業の事務は、関係する各部、課及び事務部の協力を得て、学生支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月17日一部改正)

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則(令和2年3月5日一部改正)

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和2年8月18日一部改正)

この要項は、令和2年8月18日から実施する。

附 則(令和3年4月1日一部改正)

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和4年6月1日一部改正)

この要項は、令和4年6月1日から実施する。

附 則(令和6年8月20日一部改正)

この要項は、令和6年8月20日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式第 1 号

中長期インターンシップ支援金申請書

年 月 日

国立大学法人島根大学
理事 殿

学部・研究科
学科・専攻名
学年・学生番号
申請者氏名

中長期インターンシップ支援金について、下記のとおり申請します。

記

1. インターンシップの概要

インターンシップ先企業等名	
実習先所在地（住所）	
インターンシップ 期間・日数・時間数	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）（計 時間）
企業等から支給されるもの （該当するものを○で囲む。）	交通費・宿泊費・その他（ ） （※給与に準ずるものを支給される場合は申請の対象外）
実習内容（実習内容のわかる ものを添付してください）	

インターンシップの参加動機	
インターンシップを通して学びたいこと（学びを今後どのように活かしたいか）	

2. 支援金給付が決定した場合

島根大学支援基金は、学内外の多くの方々からのご寄附により成り立っています。インターンシップ終了後にはご寄附いただいた方々に対してメッセージを寄せていただきます。メッセージについては、大学ホームページや定期的に発行する「支援基金だより」等へ掲載する予定です。

別紙様式第2号

中長期インターンシップ支援金支給決定通知

年 月 日

殿

国立大学法人島根大学
理事

年 月 日付で申請のあった支援金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

については、島根大学支援基金の寄附者に対するメッセージを 年 月 日までに学生支援課へ提出してください。

記

支援金支給額 30,000円

別紙様式第3号

中長期インターンシップ支援金不支給決定通知

年 月 日

殿

国立大学法人島根大学
理事

年 月 日付けで申請のあった支援金については、申請内容を慎重に
審議した結果、支給しないこととしましたので通知します。

中長期インターンシップ実施報告書

年 月 日

国立大学法人島根大学
理事 殿

学部・研究科
学科・専攻名
学年・学生番号
申請者氏名

先般受給が決定した中長期インターンシップ支援金について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

インターンシップ先 企業名等	
実習先所在地	
インターンシップ 期間・日数・時間数	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) (計 時間)
実習内容	
受入れ先の所見	担当者署名_____

インターンシップを 通して学んだこと	
学んだことを今後ど のように生かすか	